

1 実施概要

<b>日 時</b>	令和6年8月22日（木） 14時00分～16時20分	
<b>場 所</b>	稲城消防署 講堂	
<b>議 題</b>	(1) 児童及び生徒の安全対策に係る防犯カメラ設置について (2) 「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」の変更について (3) いじめ問題について (4) その他	
<b>出席者</b>	構成員 市長 教育長 教育長職務代理者 教育委員会委員 教育委員会委員 教育委員会委員	高橋 勝浩 杉本 真紀子 吉田 伸幸 三戸 美代子 北川 英一 白井 妙子
	説明員 企画部長 企画部企画政策課長 教育部長 教育部教育指導担当部長 教育部教育総務課長 教育部学務課長 教育部指導課長 教育部生涯学習課長 教育部学校給食課長 教育部図書館課長 教育部教育総務課教育総務係長	大塚 広満 飯塚 史生 佐藤 知子 岸 知聡 涌田 恵一郎 佐藤 由美子 長澤 慎哉 工藤 紀 中島 英 久野 由人 古川 直広
	事務局 企画部企画政策課長 企画部企画政策課企画政策係長 企画部企画政策課企画政策係	飯塚 史生 膳 崇訓 鶴見 愛
<b>傍聴者</b>	なし	
<b>配布物</b>	・(資料1) 児童及び生徒の安全対策に係る防犯カメラ設置について ・(資料2) 「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」の変更について ・いじめ重大事態の発生に関する報告について	

## 2 内容

### 議題(1) 児童及び生徒の安全対策に係る防犯カメラ設置について

市 長	議題(1)「児童及び生徒の安全対策に係る防犯カメラ設置について」。まずは事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(資料1「児童及び生徒の安全対策に係る防犯カメラ設置について」に基づき説明)
市 長	以上で説明が終わったが、何かご意見、ご質問があればお願いしたい。
北川委員	まず第1条、3点お聞きしたい。 1点目は、「児童及び生徒への性暴力等、身体への重大な被害を防止し」という文章になっているが、下の方(資料1別紙1四角囲み内、逐条解説)を見ると、「児童及び生徒への性暴力等」と「身体への重大な被害を防止」が並列になっている。第1条の文章では、身体への重大な被害の中に性暴力があると読めてしまうので、そこは条文として工夫が必要だと思った。 2点目は、更衣室への設置について。性暴力等には盗撮等も含まれるので、私は前回の総合教育会議にて、更衣室前の廊下にも設置するべきと意見を申し上げたが、この案では、更衣室内にも設置するという事になっている。これがずっと気になっており、地域の保護者に聞いてみた。その結果、防犯カメラの設置自体は大賛成だが、更衣室内の設置については反対との意見だった。1人の保護者の意見では分からないので、色々な方に聞いていただき、81名から回答をいただいて、63名が反対だと。やはりこの部分についてはナーバスで、全体としては賛成だけれども、この部分があると賛成できないという話になるのは本意ではないので、慎重に再検討していただけないかということで意見を申し上げる。 3点目は、ネットワークカメラというのは、一般的にはインターネットを介しているが、これはインターネットを介していない、イントラネットのカメラということによろしいか。
教育総務課長	3点目のネットワークの部分については、インターネットを介した防犯カメラではなく、閉鎖的なその場で完結するネットワークになっている。 1点目の第1条の目的の部分の「性暴力等、身体への重大な被害」については、条文の作り方にもよるかと思うが、「児童及び生徒への性暴力等」で読点、まずここで一つ切れている。その後、「身体への重大な被害を防止」ということで、二つが切り離されているというような読み方ができると思う。もし含むというこ

	<p>とであれば、性暴力等の「等」が「身体への重大な被害等」というような条文の作り方になると思う。よって、ここについては切り離されていると事務局としては解釈している。</p> <p>2点目の更衣室に関する撮影の是非だが、今回、児童及び生徒への性暴力等をいかに抑止するか、児童及び生徒の安全を確保するという意図であるので、基本的には更衣室等についても事案が発生する恐れがあるので、設置したいと考えている。ただ、セキュリティの問題で、画像が流出することは絶対にあってはならない。また、それを自由に閲覧できる状態にあるのもふさわしくないということで、条文にも書いているが、防犯カメラを設置する際には鍵付きの保管庫に収納し、最低限の方が閲覧するよう管理を徹底して行うということで対応してまいりたい。</p>
市 長	<p>まず1点目だが、読点の使い方が不十分かもしれない。これは読点ではなく「並びに」ならばよいか。</p>
北 川 委 員	<p>はい。</p>
市 長	<p>「児童及び生徒への性暴力等」これが一つのくくりで、それとは別に、「身体への重大な被害」となるので、読点で並列ではなく、「並びに」として、ご意見通り直した方がよい。</p>
教育総務課長	<p>はい。</p>
市 長	<p>3点目のネットワークの関係は、元々無線か有線かの議論があった。無線のものだと傍受されてしまう可能性があるのでは無線とした。校内のイントラネットに繋がっているわけでもなく、専用のビデオレコーダーと繋がっているだけで、他の端末から見ることもしないということになっている。また、厳密に言うとイントラネットでもない。</p> <p>2点目は、元々、小学校で事件が起こり、その被害者が防犯カメラの設置を求めているのが発端である。この要綱にもあるが、設置にあたっては、総合教育会議で設置を決め、教育委員会の方で一方的にこの部屋に防犯カメラを設置すると決めるのではなく、最終的には設置校の学校運営協議会の意見を聞き、それを尊重して設置するとなっている。また、教室等と言っているが、更衣室に必ず設置するとは、要綱上書いていない。一応、対象としては想定しているが、最終的に設置するにあたっては、地域の運営協議会等のご理解を持ってということになっており、必ず更衣室に置くということは決めていない、そういうようなご理解でどうか。</p>
北 川 委 員	<p>ご意見の中で、更衣室に設置するということは、トイレの個室に設置することと同じではないかというものもあり、かなりナーバスになっている。</p>

市	長	それは、今後、設置校の学校運営協議会で協議して、そのような意見があれば、それを採用していく。
北川委員		学校運営協議会の協議を経てということだが、ここだけを読むと、厳しいご意見が出るのではないかと懸念している。
市	長	ご意見として伺う。
教育長		更衣室等も含める要綱案を作成しているが、前回の協議を踏まえて、今回の目的、特に客観的事実・証拠を長期間保持するためにはという視点で協議した結果、更衣室を含めた空き教室という結論になっている。今回の防犯カメラ設置の目的達成という視点から考えると、必要な対象の箇所と考えることができる。 また、この要綱案は慎重に、この総合教育会議、対象校のモデル校の候補である学校運営協議会と十分協議を重ねながら作ってきているので、今現在、委員が個人として、他地区の保護者に意見を聞くことはお控えいただきたい。
市	長	いかがか。
北川委員		この件に関しては、会議録は公開されている。一般論として、防犯カメラを教室に加えて更衣室にも設置し、なにかあったときには校長のみが確認できるというようなことはどう思うか聞いている。 また、個人として市民の意見を聞くのは義務だと思う。
市	長	参考として聞いていただくのは自由だが、これまで議論してきた、なおかつ、一般的なルールとしてまず設置して、各学校の具体的な設置については、学校毎に学校運営協議会で協議をしていく。そういった意味では最初から省いてしまうというのも良くない。
北川委員		ご理解を得てから入れてもよいかと思う。時期尚早ではないかと。初めは多くの皆さんがやろうというシステムにした方がよいのではないかと考えた次第である。
市	長	ご意見として伺う。
北川委員		第3条第3号について、教室等については、「小中学校における日常的な教育活動を行う教室等」とあるが、第1条にも書いてあるので、この部分は不要では。 あわせて、第7条。防犯カメラの画像は、統括管理者（教育部長）、関係する管理者（教育総務課長及び小中学校の校長）のみが閲覧できるとのことだが、校長が見てもどの生徒か分からないということが起こらないかという懸念を持ったが、いかがか。
市	長	まず1点目については、言葉の用語の定義として、略称を第1条で定義しているため、第3条第3号の定義は余計というご意見。また、第3条第1号の「小中学校内の」も余計である。第3

	条で定義した方が良ければ、第1条を削除することも考えられる。
教育総務課長	条文の作り方については、調整する。
市長	重複しているというご意見のため、重複しないように整理すること。
教育総務課長	はい。
市長	ではもう1点については。
教育総務課長	第7条の閲覧の制限については、防犯カメラで撮影する画像は、かなりプライバシーの要素が強いため、必要最小限の人員でのみ閲覧することで管理を行っていきたいという考えで、統括管理者、または関係する管理者のみとしている。
市長	北川委員がおっしゃっている趣旨は、管理者が見ただけでは、中身が分からないから、ほかの人も供覧する必要があるのではないかということでしょうか。
北川委員	具体的に言うと、校長が認めた生活指導主任等のこと。更衣室が設置場所であると難しいと思うが、校長が全ての児童生徒の氏名や顔を分かっているわけではない。
市長	<p>まず閲覧というのと、犯罪が起こったかどうかの確認行為というのはまた別なのかなと思う。さらに、その犯人を特定するための、例えば裁判等で提出依頼があった場合は閲覧ではなく利用なので、見る人はそれ以外も見er機会はあると思う。</p> <p>閲覧の制限というのは、あくまで学校で管理している範囲での部分だと思う。実は要綱の原案を事務局が作ったときに、防犯カメラ取扱者のような規定があり、管理者が指定した人が見ることができるとなると、それは広げすぎだということになった。性犯罪やいじめは、その人が誰か分からなくても閲覧すれば発見できる。その上で、犯罪があるとか、いじめがあった場合について、それを特定する場合については、管理者の判断で誰かに確認してもらおうというのは、そこまで含めて閲覧というのかどうか。それは要綱には書いていないので、それは必要かと思うが、事務局はどう考えるか。</p>
教育総務課長	最初の意図としては、取扱者を置くことを考えていたが、防犯カメラの画像の流出は最小限にしないといけないという姿勢で、要綱案を作成している。提供の制限ということでは、法令に基づく、警察や検察、裁判所への提供等はこちらで読むことができるが、補助的な役割として、当然、法に則った手続きで入っていくので、そちらで理解をして進めていくという解釈になると思っている。
市長	北川委員のご指摘を入れた方がよいと思う。要は、これは情報

	<p>の漏洩やたくさんの人が見ることができる状況を極力避けるといもの。第7条の趣旨というのは、統括管理者・管理者であっても自由に見てよいということではなく、あくまで第4条の利用目的に照らし最小限の範囲で、例えば児童生徒から、「何月何日、被害を受けた」という申告があれば、その一部分でどうだったかを見るものであり、基本的には犯罪やいじめ、性犯罪の申告がない限り見てはいけないというのが、大原則である。</p> <p>また、要綱そのものに更衣室に置かなければいけないとはどこにも書いてない。被害者の趣旨も踏まえると、一応更衣室も想定をしているが、それは設置に向けては十分説明した上で、学校運営協議会の意見も聞き、また仮に更衣室に置いたとしても、それは自由に見ることができず、必要最小限と制限を設けている。そうすると、逆に管理者しか見てはいけないとなると、その生徒が誰か分からないときに誰かに助言を求めることが閲覧禁止規定に抵触して見られないとなってしまうと、それは問題である。かといって、この閲覧制限を補助者のように広げてしまうとやはり趣旨に反すると思うので、その取扱者は私の事前の文書審査の中で削除してもらった。</p> <p>ただ、今おっしゃったようなことは、それは閲覧ではなく、あくまで第4条の利用目的の範疇なのではと思う。もし、そこを明文化すると、第7条を「閲覧・利用の制限」にして、閲覧は厳格に狭め、第2項のところに、例えば、「統括管理者又は管理者が閲覧した上で、事案について確認する必要がある場合については、必要最小限の関係者に供覧することができる」などの規定であればあまり広げすぎないと思うが、いかがか。</p>
北川委員	よいと思う。
市長	では、文案をまとめて。
教育総務課長	調整する。
市長	利用の範囲としては、被疑者に証拠として見せることも考えられる。本人がやっていないと言っても、証拠として見せて自白を求めると。いかがか。
教育長	よいと思う。
市長	<p>では、閲覧についてはそのような形とする。</p> <p>いずれにしても設置にあたっては絶対賛否あると思う。100人が賛成、100人が反対ということは、絶対になく、そもそも防犯カメラの設置を求めているのは被害者の保護者であるが、全員世代が変わっているため、現在の在校生の保護者は反対かもしれない。被害者の保護者があれだけ強く言っていたので、それをもとに検討した結果、最終的には予算がつき、設置校の学校運営</p>

	<p>協議会に協議して、あるいは学校運営協議会では判断しきれないから、例えば保護者全員にアンケートをとるべきだということになるかもしれない。そこで、アンケートをとったら100%反対だとか、どこの部屋にも絶対設置してはいけないとなった場合については、設置できない。</p> <p>この要綱に従って教育委員会が一方的に設置するというものでもない。私は被害者の保護者の強い意向を尊重しなければならないと思うので、設置する方向性はつけたいと思うが、それも被害者の保護者という一部の意見であり、絶対設置しなければならないということでもない。これは今後の動向なのかなと思う。基本的に設置する方向で整理しているわけだが、仮に設置しないとなった場合、被害者の保護者に説明しなければならない。その他いかがか。</p>
三戸委員	<p>学校に説明して、理解が得られないと設置しないということだが、この要綱だけ見ると、どこの学校にも設置できてしまう可能性があるように読めてしまう。そういった部分を設置校以外の小中学校にどのように説明していくのか。</p>
市長	<p>現時点では、要綱としては全校対象としているように見えるが、基本的には設置校に置くこと自体が稲城市としては試行段階だと思う。設置校に防犯カメラを設置したからといって、順次、ほかの学校に設置していくことは方向としては決めていない。それを前面に出すとすれば、設置校への試行段階の要綱を作るのも一つの方法なのかもしれないが、逆に何か違和感がある。</p> <p>当面、稲城市としてほかの学校に設置することを前提としていないのだから、設置校に説明して設置校の学校運営協議会を通じて、そこに試行的にやると。積極的にほかの学校にこういう要綱を作りましたよという説明はしない。</p>
教育総務課長	<p>例えば、付則に「当面の間」というような明記を入れておき、適用は設置校に限るというのも方法の一つとしてある。</p>
市長	<p>それも一つの方法だと思う。</p>
三戸委員	<p>興味がある方でなければご覧にならないかと思うが、要綱は閲覧できてしまう。要綱が独り歩きすると、稲城市はこのようなことを始めてしまったのだなという風にも捉えられるため、予防策はあってもよいと思う。</p>
市長	<p>積極的に公表するものでもないから、表題から、設置校対象の試行要綱のような形にしておいた方がよいか。たしかにこれだけ独り歩きするとほかの学校にも設置するかのようになっていると思われる。</p>
三戸委員	<p>マスコミ等に要綱だけが見られた場合に、稲城市はこういう</p>

		<p>ことをしているということですので少し違う理解で伝わることもあり得るということが心配。今回の設置目的の、その辺りのニュアンスがかなりデリケートなので、問題をあまり大きくせずに正しく伝わるバランスが難しいと感じた。</p>
市	長	<p>付則に経過措置を付けて、「この要綱は当面の間、設置校のみを対象とする」というのはいかがか。</p>
全	委 員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
市	長	<p>いずれにしてもセンシティブな問題なので、おそらく学校運営協議会に説明したときに色々な意見が出ると思う。そのときにこういう要綱を教育委員会で決めたから、これで必ず進めるとは言わない。そこでまた色々なご意見を聞き、変更する方が想定としては大きいかもしれない。ただ、スケジュール的に言うと、一応これでよいのではないか。原案をこの総合教育会議で決めて、最終的には教育委員会要綱なので、もう一回教育委員会にかけ、そこで成案として決める。さらに、その後実際に設置するにあたって学校運営協議会に諮り、色々なご意見があったら、場合によっては要綱そのものを再改定することもありうると。今日のところは、ご意見いただき、修正するところは修正したので、よろしいか。 ほかに。</p>
三	戸 委 員	<p>私も条文を読み慣れていないせいもあるが、「閲覧」、「利用」、「提供」を前の方で定義した方が分かりやすいのではと感じた。条文の中で突然出てくる定義と先ほど北川委員も心配していた「閲覧」と「利用として見る」はかなり定義が違うのかと思ったので、そういったところが先に説明されていると分かりやすいと感じた。</p>
市	長	<p>第4条と第7条をまとめて、「利用」、「閲覧」、閲覧権者が判断つかない場合に第三者に見てもらう「供覧」あたりをまとめて整理した方がよいかもしれない。第4条と第7条を組み合わせて、「利用・閲覧の目的と制限」など。それで整理してもらいたい。 ほかに。</p>
全	委 員	<p>&lt;なし&gt;</p>
市	長	<p>再度文案を整理し、内部的に協議して、次回の教育委員会で教育委員会成案として決定する段階で、再度ご確認いただくということでお願いしたい。今日のところは、このような形で仮決定ということでよいか。</p>
全	委 員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
市	長	<p>また何かあれば、教育委員会で最終決定する段階でお願いします。では、議題(1)を終了し、次の議題に入ります。</p>



## 議題(2) 「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」の変更について

市 長	議題(2)「「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」の変更について」。まずは事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(資料2「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」の変更について)に基づき説明)
市 長	以上で説明が終わったが、何かご意見、ご質問があればお願いしたい。
全 委 員	<なし>
市 長	基本的には教育振興基本計画の改定内容とすり合わせ、今回の大綱について修正する必要があるれば修正していこうということなので、そちらとのリンクになると思う。教育振興基本計画自体はこれから最終的な決定に向けて手続きをしていくので、場合によっては、手直しもありうるということではどうか。
教育総務課長	策定委員会の中で話があれば、ご相談させていただくことはあるかもしれない。
市 長	大幅な変更がない限りは大体これで整ってきていると思う。特にご意見なければ、これで改定案にさせていただいてよいか。
全 委 員	<異議なし>
市 長	ありがとうございます。では、議題(2)を終了する。

(これより非公開)

学務課長、生涯学習課長、学校給食課長、図書館課長 退席

非公開会議録は別紙。

(これにて非公開は終了)

## 議題(4) その他

市 長	次に、議題(4)「その他」として事務局から何かあるか。
事務局	(なし)
市 長	各委員からは何かあるか。
全 委 員	(なし)
市 長	特段案件はないようなので、以上で本日の会議の日程は、全て終了した。本日は、長時間に渡り誠にありがとうございました。